

2024年8月3日(土) 東彼杵総合会館
第2740地区 危機管理セミナー・ロータリーファミリーの集い



ロータリーの危機管理

RIJYEM副理事長(危機管理担当)
2017-18年度RID2660ガバナー
片山 勉

ご理解いただきたいポイント

- ① この資料(ハンドブック)の全てのページをご一読ください。
- ② 危機管理について、クラブで会員の皆様に話してください。
- ③ 危機管理はクラブ・会員の活動にブレーキをかけるものではありません。
- ④ ロータリーの危機管理の対象は、クラブが実施する例会・行事・奉仕活動のすべてに適用されます。

1. 危機管理ハンドブック作成の背景

被害者側の意識の変化

我慢しない

女性会員の増加

告発が容易

RA・米山奨学生

マスコミの対応変化

ハラスメント
起こりやすい環境

多様な価値観

炎上

相談増加

社会の意識の変化

特権・例外なし

ロータリアンによる不祥事の多発

2. 優先すべき日本の危機の対象

- ① 自然災害(地震、津波、台風、大雨、洪水など)
…安否確認
- ② パンデミック(ウィルス性感染症の世界的大流行)
…「命」と「安全」を守ることを最優先
- ③ ハラスメント(人権擁護)
…ロータリアンの行動規範
- ④ 個人情報保護(人権擁護)
…同意
- ⑤ サイバー攻撃・情報操作(なりすましメール・フェイクニュース)

危機管理の基本姿勢

1. 危機は必ず起こると認識する
2. 予兆を捉え予防に徹する
3. 安全と安心は自ら守る
4. ロータリーは例外ではない
5. 少人数で対応する
(三人寄れば文殊の知恵は通用しない)
6. 直ぐに対応し、早く解決する

事故・事件が発生した際の対応について

- ①クラブで発生した場合はクラブ内で解決する。
 - クラブは地区危機管理委員会に直ちに連絡する。
 - 地区危機管理委員会はクラブを支援し、結果を確認する。

- ②クラブで解決できない場合はクラブ会長は速やかに地区ガバナーに報告し、地区危機管理委員長がガバナーと相談の上、対応する。

- ③地区内で発生した場合は地区危機管理委員会が対象の会員の所属クラブと相談の上、地区内で解決する。

事故・事件が発生した際の対応について

- 個人の刑事事件
- ロータリーの活動に著しく影響をもたらす事件の場合

速やかに、

- ①クラブのホームページを閉じる。
- ②広報担当者を指名する。
- ③理事会を開催し対応策を審議の上、会員身分の終結を決議する。



ちょっと 待って!

ビットコインは
儲かります。
購入するには
送金が必要です。

SNSでいいね!を
するだけで
お金がもらえます。

スマホで
簡単に稼げる
アルバイト!



甘い誘いのメール...

それ、詐欺です 絶対に関わらないで!

困ったことがあれば一人で判断せずに
米山奨学委員会に相談しましょう。

プログラムの留意点

1. 未成年か否か
2. 期間
3. 宿泊を伴うかどうか
4. 活動場所と参加者自宅との距離
5. 国内か海外か
6. 参加人数
7. ロータリアンが付き添うか否か

4. 国際ロータリーのハラスメントに関する基本となる規定

- ① 司法機関に申し立てが行われた場合
 - 司法に委ねる (RIのゼロ容認方針)

- ② 国際ロータリーの行動規範※¹に違反した場合
 - RIへの報告義務及び罰則規定

- ③ 成人ハラスメントに関する研修義務※²

※1 ロータリアンの行動規範

全会員（ロータリアンおよびローターアクター）には以下のことが求められる：

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 他者に公平に接し、敬意をもって接すること。これには、他者を尊重する言葉を使う、サポートを示す、温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する、多様性を重んじるという「ロータリーの多様性・公平さ・インクルージョン（DEI）の行動規範」を遵守することが含まれる。
3. ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

※2 26.120.1 成人のハラスメント方針に関する研修 (Training on Adult Harassment Policies)

現職と次期クラブ会長、ガバナー、地域リーダー、理事は、RIの成人ハラスメント方針と手続きについて年次研修を受けるものとする。

この研修は会長エレクト研修セミナー（PETS）や国際協議会など（ただしこれに限定されない）行事において実施する。
(2020年1月理事会会合、決定85号)

出典:2019年10月理事会、決定34号。2020年1月理事会合、決定85号により改正

国際ロータリーのハラスメントに関する基本となる規定

青少年プログラムの場合

➤ 72時間ルール

対象となるのは青少年交換とインターアクト及び、
18歳未満のRYLA

成人の場合（日本の成人年齢は18歳以上）

➤ 72時間ルールは適応されないが、RAC・RYLAを含む
すべてのロータリアンに、RIへの報告を推奨している。

➤ ガバナー事務所に「ハラスメント相談窓口」を設置しています。

地区行事・セミナーでのハラスメント防止について

- | | | |
|---|---|--|
| ① | 未成年者が参加する宿泊を伴う青少年プログラムにおいては、同行ロータリアンの飲酒を禁止する。 | 消灯後を含む。
他地区との合同開催の場合は事前に危機管理委員会に相談する。 |
| ② | ロータリー主催のプログラムであることを自覚し、地区委員・参加ロータリアンが積極的に事業へ関わる必要性を、改めて強く認識するように促す。 | 協力団体等に任せきりにせず、引率者・監督者の自覚を持つ。 |
| ③ | 地区へ出向する人の選定、選出に関し、クラブへ②の必要性を理解し協力できる人の推薦を依頼することとする。 | クラブから推薦理由を提出してもらうこととする。 |
| ④ | 研修旅行などにおける同行ロータリアンの義務や注意すべきこと等を毎年、確認するとともに、危機が生じた際の対応を見直し、周知徹底する。 | 検討内容は危機管理委員会に報告する。 |

パワーハラスメントの本質

1. 相手の人権侵害
 - ・・・すべての人に その人なりのプライドがある
 - ・・・パワハラは、相手の「人間としての尊厳」を傷つける行為
 - ・・・相手の人生を変えてしまう罪深い行為
2. 相手も自分も人間としては対等であるという意識の再確認
3. 地位が上がることにより、人間的にも偉くなったと錯覚
4. 自己の成功体験をリセットできない人
 - ・・・柔軟性・環境の変化への適応力・寛容の精神の欠如
5. 指導・教育・注意の効果<手段としての言動
6. 人としての「品性」の問題 企業としての「品格」の問題

ハラスメント事例集

※2020年6月作成

【パワーハラスメント】

<p>殴る、蹴る等の 身体的な攻撃</p>	<p>他者がいる前で 一方的な恫喝</p>	<p>著しい不当な評価や 意図的な昇進、昇格の妨害</p>	<p>仕事を与えない等の 過小な要求</p>
<p>暴言を吐く等の 精神的な攻撃</p>	<p>物を投げつける、 机を叩く等の脅迫的な行為</p>	<p>不当な転勤、退職の強要 解雇の示唆等</p>	<p>業務の範疇を超える 私用の言いつけや要求</p>
<p>個人の尊厳や人格の否定</p>	<p>人間関係からの切り離し</p>	<p>大量の仕事の押し付け等の 過大な要求</p>	<p>私的なことを執拗に 問いつけるような個の侵害</p>

【セクシャルハラスメント】

<p>《対価型》</p> <p>利益又は不利益を条件 とした性的な働きかけ</p>	<p>《環境型》</p>			
<p>一方的なメール攻勢</p>	<p>交際、性的な関係の強要</p>	<p>性的や私的なことを 執拗に聞く</p>	<p>不必要なスキンシップ</p>	
<p>性的な発言や行為への 抗議に対する不当な扱い</p>	<p>執拗で一方的な電話</p>	<p>性的な誹謗中傷の流布</p>	<p>性別で決めつけない</p>	<p>容姿、身体的特徴への 熟視線</p>
<p>食事等の執拗な誘いへの 拒否に対する不当な扱い</p>	<p>ストーカー行為</p>	<p>噂話や性的冗談</p>	<p>食事やデートへの しつこい誘い</p>	<p>猥褻な図画の 配布、閲覧、貼付</p>

5.基本方針

- ①重大な事故・事件、身の危険が脅かされている場合、適切な法執行機関（警察等）に連絡する。
 - ※ただし、未成年が参加する青少年プログラムは国際ロータリーへの報告が義務＝ゼロトレランス
 - ※成人の場合、警察の関与は犯罪の疑いがある場合に限定
- ②被害者と被疑者の接触を断つ（報復の防止）。
- ③日本の法律を遵守する。
- ④ロータリークラブの活動での出来事かどうか確認する。
- ⑤国際ロータリーの行動規範に従う。

「法的責任」はなくとも「社会的責任」がある事件は多々起きている

私たちロータリアンは、ロータリークラブ独自の様々なプログラムを通し、未来を担う若者たちを支援している。
若者たちはこれらの厚意に感謝することが当然かもしれない。

ロータリーで起こるパワハラ・セクハラのは多くは「支援してあげている」という高圧的な立場・態度・意識によって発生している。

ハラスメントはロータリアンの社会的責任が問われる

6. プライバシー・個人情報について

プログラムの登録時に参加者へ、個人情報の

①利用目的 ②第三者提供（RIを含む公的機関） ③開示請求

について同意を書面で得てください。

- ハラスメント調査及び報告には個人を特定できる内容を含むことに留意する。
- 被害者・関係者・被疑者（未成年の場合）のプライバシーは保護されるべき。

未成年と成人の取り扱いについて

FacebookやYOU TUBEに活動報告を公開した際、もし参加者本人の同意を事前に得ていなかったら、氏名・学校名・ロータリー行事名・クラブ名・活動写真などの情報から、投稿者が意図せず未成年の個人情報を世界中に晒してしまうことになりかねない。

地区ウェブサイトで活動報告する場合は、本人の同意が取れていない限り、未成年の特定できる画像にはぼかしを入れる処理を施しています。



3

事業者が守るべき4つのルール

① 取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



勝手に使わない!

② 保 管

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。(持ち運ぶ場合も要注意)



なくさない! 漏らさない!

③ 提 供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



勝手に人に渡さない!

④ 開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。



お問合わせに対応!

(※) ②～④は個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合にかかるルールです。
なお、これらの個人情報データベース等を構成する個人情報を、「個人データ」といいます。

個人情報の取り扱い注意事項

- 個人情報の使用については取り扱い責任者を任命する。
- 個人情報を収集し利用する際は、事前に内容を説明し同意を得る。
- 必要な用途のみに使用し、終了後速やかに処分する。

① プログラムの参加者(会員以外)の個人情報取り扱いには十分に注意する

② クラブや地区が所有する名簿には、個人が提供する情報のみを記載する

③ 行事や研修会を録画・録音する場合は、参加者にその旨を伝える

④ ホームページやメディアに掲載する場合は、参加者にその旨を伝える

⑤ アンケートを取る場合は、主旨と日時を提示し、それ以外には使用しないことを明示する

⑥ YOU TUBEなどオンライン配信は、誰でも視聴できることを意識する

国際ロータリー第2660地区 ソーシャルメディア・ガイドライン

1. 【目的】

本ガイドラインは、ロータリー活動の実践及び広報活動の手段としてソーシャルメディア（SNS、ホームページその他インターネット等を利用した情報発信やコミュニケーションを含みます。）の積極的利用を促進するための手引きとなることを目的とするものです。

2. 【基本ポリシー】

ソーシャルメディアの発信力とリスクを十分に理解し、ロータリアンとしての自覚を持って、「ロータリーの行動規範」及び法令・社会規範を遵守のうえ、品位と責任ある発信を心がけましょう。

3. 【個人情報・第三者の権利の保護】

- (1) ソーシャルメディアに発信ないしシェア（以下「発信等」といいます）を行うにあたっては、特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」といいます）を含んでいないか、もしくは第三者のプライバシー権、肖像権、著作権、社会的評価や信用その他の権利を害する可能性がないか、十分に注意しましょう。
- (2) 個人情報もしくは第三者の権利を含んでいる可能性のある情報をソーシャルメディアに発信等を行う場合は、原則として、本人・当該権利者の許諾（未成年の場合は、あわせて保護者の許諾）を得たうえで行いましょう。許諾を得ていない場合には、個人が特定できないよう、また権利を害することがないように該当箇所を隠す・ぼかすなど適切な処理を行うことが必要です。特に未成年者が映る写真や動画の取り扱いについては十分に注意してください。
- (3) 一般の方も参加するロータリークラブの事業において、その活動状況をソーシャルメディアに発信等を行う可能性がある場合は、その事業の案内時に、予めその旨を明示し了解をいただくよう努めましょう。
- (4) 地区ホームページ等、地区の媒体での掲載・発信等を依頼される場合、本ガイドラインに準拠していることが必要となります。

4. 【正確・誠実で品位ある発信】

- (1) 情報の発信等にあたっては、内容の正確性を十分に確認し、噂やデマ等不確かな情報を発信しないようにしましょう。
- (2) 第三者から見て発信の身元が不確かなアカウントからの発信は行わないようにしましょう。
- (3) 自身の発信に責任を持ち、投稿内容に第三者から反応があった場合は誠実に対応しましょう。ただし、悪意のある反応に対してはこの限りではありません。
- (4) 誹謗中傷・差別的な内容はもちろんのこと、特定の政治的立場や宗教的信条に偏った発信は禁止です。

地区危機管理委員会の構成及び青少年保護役員の任命

危機管理委員会の構成

委員長：ガバナー経験者または、ガバナー補佐経験者が望ましい。

副委員長：1)地区青少年交換委員長(RI推奨)
2)地区米山奨学委員長、弁護士、医療関係者、

委員：警察官OB、メディア関係者、他(6名程度)

※ロータリアンでなくても良い(2名程度)

※女性ロータリアンを含む。

※アドバイザーとしてガバナー、ガバナーエレクト、代表幹事に、
委員会会議への出席を依頼する。

地区危機管理委員会の構成及び青少年保護役員の任命

青少年保護役員の任命(RI推奨)

地区危機管理委員長の兼任が望ましい。

※毎年、新年度が始まる前にRIに登録する必要がある。

7. 最後に

主体はクラブ！

思いやりの心、ロータリアンとして人格を高めること
ロータリアンがロータリアンであること

最も重要なことは、事故・事件をいかに事前に防ぐか
(予防ーリスクマネジメント)です。

平時から「備え」についての研修を継続し、
全てのロータリアンが危機への正しい理解を持つことです。
ロータリーは単年度制であり、また社会環境の変化に
対応するためにも研修が重要です。



ご清聴ありがとうございました。
